

論 説

再転相続について

吉 岡 伸 一

I はじめに

民法は、相続が開始されたとき、相続人が被相続人の財産を相続することを認めているが、その際、相続人に、相続財産を単純承認して相続するのか、限定承認をするのか、あるいは相続放棄をするのか、3つの選択肢を認めている。ただし、この3つの選択肢はまったく同等ではなく、限定承認あるいは相続放棄をする場合は、相続人は「自己のために相続の開始があったことを知った時」から3カ月以内に家庭裁判所に対してその旨の申述をしなければならない（同法915条）と規定されている。もし、限定承認も相続放棄もしないときには、単純承認したものとみなされる（同法921条2号）わけであるが、これは、いつまでも選択できるとすることは相続債権者等の利害関係人の立場を不安定にし、その結果、取引の安全が図れないことになるため、相続人に選択の自由を認めることとのバランスをとったものであると解されている。

ところで、再転相続とは、相続人が相続の承認・放棄もしないで熟慮期間内に死亡した場合において、その者の相続人が当初の相続について承認・放棄する地位を含めて、死亡した当初の相続人を相続することをいうが、民法は、916条に「相続人が相続の承認又は放棄をしないで死亡したときは、前条第一項の期間は、その者の相続人が自己のために相続の開始があったことを知った時から起算する。」と規定しているのみであり、その他は解釈に委ねら

れている。今般、再転相続人が相続放棄するに当たって、原審が同法915条を適用し相続放棄の申述を認めたのに対して、最二小判令和元年8月9日（金融・商事判例1581号7頁）が同法916条を適用すべきとした。そこで、本稿において、まず、判例を検討し、ついで再転相続につき考え方等を整理することとしたい。

Ⅱ．判例の検討

一．前掲・最二小判令和元年8月9日

1．事案の概要

(1) 株式会社M銀行は、N株式会社に対して貸金等の支払を求めるとともに、A外4名に対し、上記貸金等に係る連帯保証債務の履行として各8000万円の支払を求める訴訟を提起した。平成24年6月7日、M銀行の請求をいずれも認容する判決が言い渡され、その後、同判決は確定した（以下、この判決を「本件確定判決」という。）。

(2) ア Aは、平成24年6月30日、死亡した。Aの相続人は、妻及び2名の子らであったが、同年9月、当該子らによる相続放棄の申述が受理された。

イ 上記の相続放棄により、Aのきょうだい4名及び既に死亡していたAのきょうだい2名の子ら7名（合計11名）がAの相続人となったが、平成25年6月、これらの相続人のうち、B（Aの弟）外1名を除く9名による相続放棄の申述が受理された。

(3) Bは、平成24年10月19日、自己がAの相続人となったことを知らず、Aからの相続について相続放棄の申述をすることなく死亡した。Bの相続人は、妻及び子であるX外1名であった。Xは、同日頃、XがBの相続人となったことを知った。

(4) M銀行は、平成27年6月、Yに対し、本件確定判決に係る債権を譲渡し、N社に対し、内容証明郵便により上記の債権譲渡を通知した。

(5) ア Yは、平成27年11月2日、本件確定判決の正本（以下「本件債務

名義」という。)に基づき、M銀行の承継人であるYが、Aの承継人であるXに対して本件債務名義に係る請求権につき32分の1の額の範囲で強制執行することができる旨の承継執行文の付与を受けた。

イ Xは、平成27年11月11日、本件債務名義、上記承継執行文の謄本等の送達(以下「本件送達」という。)を受けた。Xは、本件送達により、BがAの相続人であり、XがBからAの相続人としての地位を承継していた事実を知った。

(6) Xは、平成28年2月5日、Aからの相続について相続放棄の申述をし、同月12日、上記申述は受理された(以下、この相続放棄を「本件相続放棄」という。)

(7) 以上のような状況下、Xが、Yに対し、本件相続放棄を異議の事由として、執行文の付与された本件債務名義に基づくXに対する強制執行を許さないことを求めて、執行文付与に対する異議の訴えを提起した。

甲が死亡し、その相続人である乙が甲からの相続について承認又は放棄をしないで死亡し、丙が乙の相続人となったいわゆる再転相続に関し、民法916条は、同法915条1項の規定する相続の承認又は放棄をすべき3箇月の期間(以下「熟慮期間」という。)は、「その者の相続人が自己のために相続の開始があったことを知った時」から起算する旨を規定しているところ、本件では、Aからの相続に係るXの熟慮期間がいつから起算されるかが争われた。

2. 原審判決の概要

原審(大阪高判平成30年6月15日・金融・商事判例1581号13頁)は、前記事実関係等の下において、次のとおり判断して、Xの請求を認容すべきものとした。

民法916条にいう「その者の相続人が自己のために相続の開始があったことを知った時」とは、丙が自己のために乙からの相続が開始したことを知った時をいう。しかしながら、同条は、乙が、自己が甲の相続人であることを知っていたが、相続の承認又は放棄をしないで死亡した場合を前提にしている

と解すべきであり、BがAの相続人となったことを知らずに死亡した本件に同条は適用されない。Aからの相続に係るXの熟慮期間の起算点は、同法915条によって定まる。Aからの相続に係るXの熟慮期間は、XがBからAの相続人としての地位を承継した事実を知った時から起算され、本件相続放棄は熟慮期間内にされたものとして有効である。

3. 本判決の概要

上告審である本判決は、次のように判示して上告を棄却した。

すなわち、「(1) 相続の承認又は放棄の制度は、相続人に対し、被相続人の権利義務の承継を強制するのではなく、被相続人から相続財産を承継するか否かについて選択する機会を与えるものである。熟慮期間は、相続人が相続について承認又は放棄のいずれかを選択するに当たり、被相続人から相続すべき相続財産につき、積極及び消極の財産の有無、その状況等を調査し、熟慮するための期間である。そして、相続人は、自己が被相続人の相続人となったことを知らなければ、当該被相続人からの相続について承認又は放棄のいずれかを選択することはできないのであるから、民法915条1項本文が熟慮期間の起算点として定める「自己のために相続の開始があったことを知った時」とは、原則として、相続人が相続開始の原因たる事実及びこれにより自己が相続人となった事実を知った時をいうものと解される（最高裁昭和57年(オ)第82号同59年4月27日第二小法廷判決・民集38巻6号698頁参照）。

(2) 民法916条の趣旨は、乙が甲からの相続について承認又は放棄をしないで死亡したときには、乙から甲の相続人としての地位を承継した丙において、甲からの相続について承認又は放棄のいずれかを選択することになるという点に鑑みて、丙の認識に基づき、甲からの相続に係る丙の熟慮期間の起算点を定めることによって、丙に対し、甲からの相続について承認又は放棄のいずれかを選択する機会を保障することにあるというべきである。

再転相続人である丙は、自己のために乙からの相続が開始したことを知ったからといって、当然に乙が甲の相続人であったことを知り得るわけではな

い。また、丙は、乙からの相続により、甲からの相続について承認又は放棄を選択し得る乙の地位を承継してはいるものの、丙自身において、乙が甲の相続人であったことを知らなければ、甲からの相続について承認又は放棄のいずれかを選択することはできない。丙が、乙から甲の相続人としての地位を承継したことを知らないにもかかわらず、丙のために乙からの相続が開始したことを知ったことをもって、甲からの相続に係る熟慮期間が起算されることは、丙に対し、甲からの相続について承認又は放棄のいずれかを選択する機会を保障する民法916条の趣旨に反する。

以上によれば、民法916条にいう「その者の相続人が自己のために相続の開始があったことを知った時」とは、相続の承認又は放棄をしないで死亡した者の相続人が、当該死亡した者からの相続により、当該死亡した者が承認又は放棄をしなかった相続における相続人としての地位を、自己が承継した事実を知った時をいうものと解すべきである。

なお、甲からの相続に係る丙の熟慮期間の起算点について、乙において自己が甲の相続人であることを知っていたか否かにかかわらず民法916条が適用されることは、同条がその適用がある場面につき、「相続人が相続の承認又は放棄をしないで死亡したとき」とのみ規定していること及び同条の前記趣旨から明らかである。

(3) 前記事実関係等によれば、Xは、平成27年11月11日の本件送達により、BからAの相続人としての地位を自己が承継した事実を知ったというのであるから、Aからの相続に係るXの熟慮期間は、本件送達の時から起算される。そうすると、平成28年2月5日に申述がされた本件相続放棄は、熟慮期間内にされたものとして有効である。

以上によれば、原審の前記判断には、民法916条の解釈適用を誤った違法がある。しかしながら、本件相続放棄が熟慮期間内にされたものとして有効であるとした原審の判断は、結論においては是認することができる。論旨は採用することができない。

4. 小 括

(1) 民法916条の趣旨

本判決は、「民法916条の趣旨は、乙が甲からの相続について承認又は放棄をしないで死亡したときには、乙から甲の相続人としての地位を承継した丙において、甲からの相続について承認又は放棄のいずれかを選択することになるという点に鑑みて、丙の認識に基づき、甲からの相続に係る丙の熟慮期間の起算点を定めることによって、丙に対し、甲からの相続について承認又は放棄のいずれかを選択する機会を保障することにあるというべきである。」と判示した。

つまり、「再転相続人である丙は、自己のために乙からの相続が開始したことを知ったからといって、当然に乙が甲の相続人であったことを知り得るわけではない。また、丙は、乙からの相続により、甲からの相続について承認又は放棄を選択し得る乙の地位を承継してはいるものの、丙自身において、乙が甲の相続人であったことを知らなければ、甲からの相続について承認又は放棄のいずれかを選択することはできない。丙が、乙から甲の相続人としての地位を承継したことを知らないにもかかわらず、丙のために乙からの相続が開始したことを知ったことをもって、甲からの相続に係る熟慮期間が起算されるとすることは、丙に対し、甲からの相続について承認又は放棄のいずれかを選択する機会を保障する民法916条の趣旨に反する。」と述べている。

この点、学説の中には、相続人に対する相続開始を知っていれば、再転相続人に対する熟慮期間も同時に進行するとする見解もあったところであるが、最高裁としてはその考え方は採らないことを明らかにしたと言える。

(2) 民法916条の適用範囲

原判決は、民法916条の適用範囲を「乙が、自己が甲の相続人であることを知っていたが、相続の承認又は放棄をしないで死亡した場合を前提にしていると解すべき」と狭く捉えている。そして、BがAの相続人となったことを知らずに死亡した本件に同条は適用されず、民法915条が適用されると解した。

他方、本判決は、民法916条の趣旨は、上記のように解し、再転相続について、丙に対し、甲からの相続について承認又は放棄のいずれかを選択する機会を保障することにあることを大前提にしている。したがって、「乙が、自己が甲の相続人であることを知っていたが、相続の承認又は放棄をしないで死亡した場合」だけでなく、乙が甲の相続人であることを知らずに死亡した場合も含むと判断しており、賛成したいと考えている。

なお書きではあるが、本判決は、「甲からの相続に係る丙の熟慮期間の起算点について、乙において自己が甲の相続人であることを知っていたか否かにかかわらず民法916条が適用されることは、同条がその適用がある場面につき、「相続人が相続の承認又は放棄をしないで死亡したとき」とのみ規定していること及び同条の前記趣旨から明らかである。」としている。

(3) 再転相続人の相続放棄の起算点

本判決は、以上のように考えた結果、「民法916条にいう「その者の相続人が自己のために相続の開始があったことを知った時」とは、相続の承認又は放棄をしないで死亡した者の相続人が、当該死亡した者からの相続により、当該死亡した者が承認又は放棄をしなかった相続における相続人としての地位を、自己が承継した事実を知った時をいうものと解すべきである。」と判示している。たとえば、丙が甲→乙の相続の承認または放棄をする期間を、乙が甲からの相続の開始を知った時から3か月とすると、乙の死亡時期によっては、丙の熟慮期間はわずかな期間しか残らなくなり、丙の選択に無理を強いる結果となるため、一律に熟慮期間を3か月としたものである。

原判決も、この点は本判決と変わらないと思える。原判決は民法916条の適用される場合も狭く解釈しているが、乙が甲の相続人であることを知っているか知らなかったかについて乙に確かめる術がないことや、乙の知不知を理由に適用条文を変える合理的根拠が見当たらないことや、再転相続全体の趣旨を鑑みると、本判決の方が適切であろう。

また、従来、再転相続があった場合において、甲→乙の相続の熟慮期間と、

乙→丙の相続の熟慮期間は同時に進行すると解する見解が多数を占めていたが、本判決のような事案においては、丙が甲の再転相続人であることを知った時には、すでに熟慮期間を経過していることになり、法定単純承認を強いられることになる。したがって、本判決のように別々に進行すると解すべきであろう。

この判決に対する判例批評として、羽生香織・NBL1160号16頁がある。

二. 名古屋高金沢支決平成9年9月17日（家月50巻3号30頁）

1. 事案の概要

(1) Xらはいずれも父Cと母Dとの間の子であるが、Dには弟である被相続人Aがいた。

(2) 被相続人AはBと婚姻したが、両名の間には子がなかったため、昭和31年4月にX1が被相続人夫婦の養子となった。

Aは、生存中様々な事業を手掛けたが、いずれもうまくいかず失敗を重ね、CがAの求めに応じてAに対し金銭的な援助をすることもあった。しかし、昭和52年11月にCが死亡し、昭和55年10月にはA B夫婦とX1は離縁した。それ以後、DやXらはA B夫婦との交際を全く絶ってしまった。

なお、昭和58年4月にAはBと離婚した。

(3) Aは平成6年5月20日に死亡した。当時、Dは88歳と高齢であったが、葬儀を主宰した弟Fの知らせにより葬儀には参列した。Aは死亡当時妻子がいなかったため、Aの相続人はその兄弟達であり、Dもその一人であった。そして、Aには多額の負債があったため、FらD以外の相続人は、平成6年中にAに対する相続を放棄した。しかし、そのことはDやXらに全く知らされなかった。

(4) 平成7年9月12日にDが死亡し、子であるXらはその相続人となった。

(5) X2は、平成8年1月23日、Yから、「自分は、A所有の不動産について、所有権移転仮登記の本登記手続請求権があるが、DがAを相続したので、

この義務を履行してもらおうと思っていたところ、Dが死亡したので、その相続人であるXらにおいてこの義務を履行してほしい。」旨の申し入れを受けた。X 2は、この申し入れを受けて初めて、Dが法律上Aの相続人となっていたこと、Aには多額の債務があって他の相続人らは相続放棄をしていたこと、Dの相続人であるXらはDの相続を通じてAの債務を承継する立場にあることを知った。他のXら4名は、平成8年2月下旬に、X 2からこの申し入れの話を聞き、自分らが上記のとりの立場にあることを知った。

(6) そこで、Xらは、Aの相続財産(債務)を承継したくないとしてX代理人弁護士Gに相談し、G弁護士に委任して、同年3月14日、福井家庭裁判所武生支部にDに対する相続放棄の申述の受理を申し立てた。この申立ては、もっぱら、Dに対する相続を放棄することにより被相続人の債務の承継を回避しようとの意図に出たものであり、申立書にもその旨が記載された。

(7) しかし、上記裁判所は同年6月12日、XらによるDの相続財産の処分(現金約300万円をXらが分配)があり単純承認されたなどとして、上記(6)の申立てについて相続放棄の申述を却下した。

(8) そこで、Xらは同年7月10日、上記裁判所に、改めてAに対する相続放棄の申述の受理を申し立てた。

2. 決定の概要

本決定は、次のように述べてXらの申述を受理するよう原審に差し戻した。

すなわち、「以上の事実に基づき検討する。民法915条1項本文は、相続放棄の熟慮期間をもって相続人が「自己のために相続の開始があったことを知った時から三箇月以内」と定めており、ここに自己のために相続の開始があったことを知るとは、相続開始の原因たる事実及びこれにより自己が法律上相続人となった事実を知のことをいうが、相続人がこれらの事実を知った場合であっても、3か月内に相続放棄等をしなかったことにつき特段の事情がある場合には、同条項の熟慮期間は相続人が相続財産の全部若しくは一部の存在を認識した時又はこれを認識しうべかりし時から起算すべきものと解さ

れる。本件のDのAに対する相続については、上記(2)(3)の事実によって明らかなDとAとの交際状況や当時88歳というDの年齢等の事情に徴すれば、Dは、Aの死亡から自己の死亡までの間、自己が法律上Aの相続人となったこと及びAに相続財産（債務）が存在した事実を知らなかったものと推認することができ、したがって、Dについては、生前、Aに対する相続放棄の熟慮期間は進行していなかったというべきである。

そして、民法916条は、再転相続の場合における再転相続人の被相続人に対する相続放棄の熟慮期間をもって再転相続人が「自己のために相続の開始があったことを知った時」から3か月以内と定めているところ、本件のように、相続人（D）が法律上自己が被相続人（A）の相続人となったことを知らずに死亡し、生前Aに対する相続放棄の熟慮期間が進行していなかった場合には、相続により相続人のこの地位を承継する再転相続人（Xら）は被相続人（A）に対する相続の放棄をすることができ、その場合の熟慮期間の起算点は、前期915条1項の「自己のために相続の開始があったことを知った時」と同様に解するのが相当である。本件においては、上記(5)のとおり、X2については平成8年1月23日にYから、他のXらについては同年2月下旬にX2からそれぞれXらがAの相続財産を承継する立場にあることを聞かされたのであるが、上記(8)のとおり、Xらにおいて福井家庭裁判所武生支部にAに対する相続放棄の申述の受理を申し立てたのは5か月程経過後の同年7月10日である。

しかしながら、上記(6)のとおり、Xらは同年3月14日には上記裁判所にDに対する相続放棄の申述の受理を申し立てており、この申立ては、もっぱらDに対する相続を放棄することによりAの相続財産（債務）の承継を回避しようとの意図に出たものであった。Xらとしては、Dに対する相続放棄の申述が受理されれば、Aに対する相続放棄をするまでもなく、それによってAの相続財産（債務）の承継を回避できるのであるから、その申述が却下されるまでの3か月以内に、Xらに対し予備的にAに対する相続放棄の申述受理の申立てをすべきものと要求するのは相当でない。本件においては、Xらと

Aとの交際状況や本件申立てに至るまでの状況等の事情に徴すれば、Dに対する相続放棄の申述受理の申立てが却下されたことによって、Xらとしては再転相続人として、自己のためにAの相続財産につき相続の開始があったことを知るに至ったものと認められる。そうすると、Aに対する相続放棄の熟慮期間は、上記(7)のとおり、Dに対する相続放棄の申述が却下された平成8年6月12日から進行を開始したと認めるのが相当であって、Xらの同年7月9日になされたAに対する相続放棄の申述受理の申立ては、その相続放棄の熟慮期間内になされた適法なものというべきものである。

以上のとおりであるから、XらのAに対する相続放棄の申述受理の申立てについて、相続放棄の熟慮期間が経過しているとしてこれをいずれも却下した原審判は相当でない。

よって、本件抗告は理由があるから原審判をいずれも取消し、Xらの各申述を受理させるため本件を福井家庭裁判所に差し戻すこととして、主文のとおり決定する。」

3. 小 括

本決定は、理論的に話題となるものは少ないと思われるが、再転相続の事例がそれほど見当たらない中で参考となるものである。

事例としては、甲、乙、丙と続く相続の中で、乙が相続放棄しなかったことの理由に、①被相続人と相続人との交際状況、②当時88歳という相続人の年齢等の事情に徴し、相続人が、被相続人の死亡から自己の死亡までの間、自己が法律上被相続人の相続人となったこと及び被相続人に相続財産(債務)が存在した事実を知らなかったものと推認することができると判断している点、そのうえで、相続人については、生前、被相続人に対する相続放棄の熟慮期間は進行していなかったと結論づけた点である。

また、再転相続における第1の相続の熟慮期間と第2の相続の熟慮期間の起算点が別々に進行することを認めている。これは、前述したように、従来の多数説が同時に進行すると考えていたことと異なるものである。

さらに、再転相続人らが相続人に対する相続放棄を申述すれば、被相続人に対する相続についても相続放棄したことになると判断して相続放棄の申述をしたところ、裁判所に申立てを却下されたので、改めて被相続人に対する再転相続につき相続放棄したことにつき、その起算点を相続人に対する相続放棄の申述が却下された時とした点である。

本決定の判例批評として、鈴木経夫・平成10年度主要民事判例解説〔判例タイムズ1005号〕156頁、小野憲昭・民商法雑誌151巻4・5号104頁、小野憲昭・北九州市立大学法政論集46巻3・4号232頁がある。

三. 仙台高秋田支決平成5年11月4日（家月47巻1号125頁）

1. 事案の概要

本件被相続人Aは、平成2年7月28日に死亡して相続（以下「本件相続」という。）が開始し、相続順位に従ってXらの父であるBらの兄弟姉妹が共同相続したこと、その後、Bは、本件相続の承認も放棄もしないまま平成4年11月9日死亡したため、その相続人である妻C及びXら4人の子が共同相続し、本件相続についていわゆる再転相続が開始したこと、かくして、Xらは、いずれも平成5年4月2日原審裁判所に対して本件相続放棄の申述をしたところ、同裁判所は、Xらに対し、それぞれ本件相続放棄の申述について書面による事実照会を行った上、その各回答書にXらが、いずれも「平成4年12月28日に自己のために本件相続の開始があった」旨記入して回答したことに基づき、Xらが、いずれも遅くとも平成4年12月28日にはそれぞれ自己のために本件相続の開始があったことを知っていたものと認定し、結局、Xらの本件相続の熟慮期間はその後3か月間の経過により満了したとの判断のもとに、平成5年5月17日、Xらの本件相続放棄の各申述をいずれも却下する審判をしたこと、以上の事実が認められる。

2. 決定の概要

本決定は、次のように述べてXらの申述を受理するよう原審に差し戻した。

すなわち、「本件相続について、その相続人であるBの死亡により、Xらについて再転相続が開始した場合の本件相続の熟慮期間は、民法916条の規定により、Xらが自己のために本件相続の開始があったことを知った時から起算することとなるから、原審裁判所が、Xらの前記照会回答書に基づいて前示判断をしたことは一応相当といわなければならない。

ところで、Xらは、いずれも当審において、「Xらは、本件被相続人Aのことは殆ど知らないで育ったもので、Aの死亡後、その相続問題についての話題に接したこともなかった。平成5年3月24日に至って、実家の兄嫁Dから、Aの借金の件でBが訴えを起こされていることは聞いたが、その際にも、その内容について格別説明はなく、ただ、Bの兄弟や子供達が相続放棄をすることにする旨説明されたので、その手続を実家に任せた。その後も詳しい事情を知らないでいたところ、原審裁判所から本件相続放棄についての照会書が送付されたのであるが、そのころ、Dから、Bに対する右訴えの訴状を平成4年12月下旬に実家が受け取っていたことなどを知らされたので、右照会書の回答事項について正しく理解できないまま、その回答欄中にそれぞれ「平成4年12月28日」の日付けを記入したのであるが、XらがX代理人に相談して、はじめて本件相続について自分達が被相続人Aの相続人となったことを理解したのは、平成5年4月21日頃である。」旨主張するところ、Xら及びDから提出のあった各陳述書には、いずれも右主張に副う記載がある。

そうすると、Xらは、原審裁判所の前記各照会書に対して回答する際に、その自己のために本件相続の開始のあったことを知った日についてこれを誤解して、真実は「平成5年4月21日頃」と記入すべきところを前記二項記載のとおり「平成4年12月28日」と記入したものと考える余地があって、この点の事実の如何によっては原判断と結論を異にする可能性があると認められるところ、Xらの主張事実の存否については、Xらに対する家庭裁判所調査官の事実調査等により、更に審理を尽くす必要があると認める。」

3. 小 括

本決定も、理論的に話題となるものは少ないと思われるが、再転相続の事例である。

本決定の事案は再転相続につきその開始のあったことを知った日を書き間違い、その訂正が認められた事例である。

四. 最三小判昭和63年6月21日(家月41巻9号101頁, 金融法務事情1206号30頁)

1. 事案の概要

(1) 本件不動産はもとAの所有であったが、Aは昭和57年10月26日に死亡し、その相続人はその子Bと代襲相続人である孫のXら5名であったところ、BはAの相続につき承認又は放棄をしないでその熟慮期間内である昭和57年11月16日死亡し、その法定相続人である妻C、長女D及び長男Eの3名(以下「Cら3名」という。)はAの相続につき昭和58年1月25日神戸家庭裁判所尼崎支部に相続放棄の申述をして受理された、なお、Cら3名はその後Bの相続についても同裁判所に相続放棄の申述をして受理されている。

(2) しかるところ、Yらは、Bに対し商品代金等の債権を有していたものであるところ、BがAから本件不動産を法定相続分の2分の1につき相続したものと主張して(なお、記録によれば、Yらは、BがAから相続により2分の1につき相続をしたとの所有権移転登記を代位により経由している。)、神戸地方裁判所尼崎支部に対しBを債務者として本件不動産の同人の持分2分の1につき不動産仮差押を申請し、同裁判所は、昭和57年11月8日、右申請を認容する旨の決定をし、右決定の正本に基づき本件不動産のBの持分2分の1につき仮差押登記を嘱託した。

(3) 以上のような状況下、Xらは、BがXらと共に本件不動産を共同相続したとする代位による所有権移転登記は実体に合わない無効のものであり、本件不動産につきBの持分2分の1を前提にしてなして仮差押登記もまた無効であるとして、仮差押登記の抹消登記を求めて提訴した。

第1, 2審ともYが敗訴した。

2. Yの主張

Yの主張は次の通りである。すなわち、甲が死亡して、その相続人である乙が甲の相続につき承認又は放棄をしないで死亡し、丙が乙の法定相続人となったいわゆる再転相続の場合には、再転相続人たる丙は、乙の相続につき承認をするときに限り、甲の相続につき放棄をすることができるものと解すべきであって、Cら3名はAの相続を放棄し、かつ、Bの相続を放棄したのであるから、Cら3名がAの相続についてした放棄は無効に帰し、Bは本件不動産を法定相続分の2分の1につき相続したことになり、Xらが本件不動産のBの持分2分の1につきした仮差押の執行は適法である、というのである。

3. 判旨の概要

本判決は、次のように述べて、Xの請求を認容した。

すなわち、「民法916条の規定は、甲の相続につきその法定相続人である乙が承認又は放棄をしないで死亡した場合には、乙の法定相続人である丙のために、甲の相続についての熟慮期間を乙の相続についての熟慮期間と同一にまで延長し、甲の相続につき必要な熟慮期間を付与する趣旨にとどまるのではなく、右のような丙の再転相続人たる地位そのものに基づき、甲の相続と乙の相続のそれぞれにつき承認又は放棄の選択に関して、各別に熟慮し、かつ、承認又は放棄をする機会を保障する趣旨をも有するものと解すべきである。そうであってみれば、丙が乙の相続を放棄して、もはや乙の権利義務をなんら承継しなくなった場合には、丙は、右の放棄によって乙が有していた甲の相続についての承認又は放棄の選択権を失うことになるのであるから、もはや甲の相続につき承認又は放棄をすることはできないといわざるをえないが、丙が乙の相続につき放棄をしていないときは、甲の相続につき放棄をすることができ、かつ、甲の相続につき放棄をしても、それによっては乙の相続につき承認又は放棄をするのになんら障害にならず、また、その後丙が乙の相続につき放棄をしても、丙が先に再転相続人たる地位に基づいて甲の相続につきした放棄の効力がさかのぼって無効になることはないものと解

するのが相当である。そうすると、本件において、Cら3名がAの相続についてした放棄は、Cら3名がその後Bの相続について放棄をしても、その効力にならん消長をきたさないものというべきである。これと同旨の原審の判断は、正当として是認することができ、原判決に所論の違法はなく、論旨は採用することができない。

その余の上告理由について

所論の点に関する原審の認定判断は、原判決挙示の証拠関係に照らし、正当として是認することができ、その過程に所論の違法はない。論旨は、ひっきょう、原審の専権に属する証拠の取捨判断、事実の認定を非難するものにすぎず、採用することができない。

原審の確定した前記事実関係及び右説示に照らすならば、Yらが当審において択一的に追加した請求である本件不動産のBの持分2分の1に対する不動産仮差押の執行の排除を求める請求は理由があり、認容されるべきである（右追加に係る請求の内容、本件訴訟の経緯等に照らすならば、右の択一的な請求の追加は許されるものというべきである。）。なお、これによって、本件不動産のBの持分2分の1につき仮差押登記の抹消登記手続を命じた第一、二審の判決は、失効した。」

4. 小 括

(1) 再転相続人の選択肢

本判決は、上記3の下線部分で判示するように考えている。たとえば、甲を相続人とする相続について、相続人乙が承認又は放棄をしないで死亡した場合（乙の相続人は丙）、丙は【乙→丙】の相続だけでなく、【甲→乙】の相続についても承認又は放棄をすることになる。この場合、①丙が【甲→乙】の相続、【乙→丙】の相続の双方を承認すること、および②丙が【甲→乙】の相続を放棄しても、【乙→丙】の相続を承認することはできる。しかし、丙が【甲→乙】の相続を承認する前提には、【乙→丙】の相続の承認が必要なので、③【乙→丙】の相続を放棄した場合には、【甲→乙】の相続については選択の

余地はなく放棄したことになる。

ただし、本判決が述べるように、「丙が乙の相続につき放棄をしていないときは、甲の相続につき放棄をすることができ、かつ、甲の相続につき放棄をしても、それによつては乙の相続につき承認または放棄をするのになんら障害にならず、また、その後に丙が乙の相続につき放棄をしても、丙が先に再転相続人たる地位に基づいて甲の相続につきした放棄の効力がさかのぼつて無効になることはない」。この点は、乙の選択権を行使する前提として乙の相続について承認することが必要であるとまではいっていないと解される。

この点、「第二の相続を承認して第一の相続を承認または放棄することはできるが、第二の相続を放棄しながら第一の相続を承認または放棄することはできない」と解する説（泉久雄ほか著『民法講義8』218頁〔上野雅和〕）もあるが、本判決はこれを否定した。

なお、丙が【乙→丙】の相続を放棄した場合には、甲の相続については、丙の次順位の相続人が承認または放棄する権利を持つことになる。もし、次順位の相続人も放棄するなどして相続人がいなくなるときには、相続財産管理人を選任してもらうことになるう。

	【甲→乙】の相続	【乙→丙】の相続	
①	承認	承認	可能
②	放棄	承認	可能
③	承認	放棄	不可
④	放棄	放棄	可能

（注）③のケースにおいて、丙が乙の相続につき放棄をしていないときは、甲の相続につき放棄をすることができ、かつ、甲の相続につき放棄をしても、それによつては乙の相続につき承認または放棄をするのになんら障害にならない。

(2) 固有説について

再転相続について、承認・放棄は一身専属権であるから承継せず、再転相続人固有の権利であるとの見解（山本正憲「再転相続について」山本正憲ほか『現代法学の諸相：岡山商科大学法経学部創設記念論集』93頁（法律文化

社、1992年))があるが、本判決が「丙が乙の相続を放棄して、もはや乙の権利義務をなんら承継しなくなった場合には、丙は、右の放棄によって乙が有していた甲の相続についての承認又は放棄の選択権を失うことになるのである」と述べていることから、最高裁は固有説をとっていないことがわかる。

(3)相続人の債権者の地位

本判決のように解すると、相続人の債権者は甲の財産に何らの権利行使もできないことになる。この点につき、相続人の債権者に同情する見解がみられるが、本来、債権回収は債務者そのものからの回収を見込むべきものであって、債務者が将来相続するかもしれない財産を目当てに与信すべきものではない。相続財産につき相続人が承認するか、放棄するかについても、相続人の一身に属するものであり、詐害行為取消権の対象とならないものであり(最判昭和45年9月20日民集28巻6号1202頁)、また、債権者が代位権を行使できるものではない。遺留分の侵害額請求についても債権者代位権を行使することはできない(最判平成13年11月22日民集55巻6号1033頁)。したがって、相続人が相続放棄してしまえば、相続人の債権者は、相続財産に対して何も権利行使することはできないとあきらめるべきである。

(4) 相続放棄は相続財産の「処分」に当たるか

本判決の結果に関して、丙が甲から乙への相続を放棄することが相続財産の処分ではないかという見解(伊藤昌司「家族－相続法」判例タイムズ698号57頁)がある。しかし、丙が甲から乙への相続を放棄したら「処分」としての法定単純承認事由となり、乙から丙への放棄ができないというのでは、丙は乙の相続を強制されることになる。この結果は、丙が相続に関して承認するか、放棄するかを自由を奪うものであり、妥当ではない(雨宮則夫＝石田敏明編「相続の承認・放棄の実務」98頁参照)。

この判例に関する判例批評として、本山敦・民法判例百選Ⅲ154頁、千藤洋

三・別冊ジュリスト193号160頁, 佐藤啓子・民商法雑誌104巻6号78頁, 武田章弘・判例タイムズ706号166頁, 阿部隆彦・金融法務事情1214号48頁, 山口純夫・法学セミナー415号123頁, 下方元子・判例タイムズ688号198頁, 伊藤昌司・判例タイムズ698号55頁, 小野憲昭・北九州市立大学法政論集46巻3・4号232頁などがある。

五. 最判昭和59年4月27日(民集38巻6号698頁)

再転相続ではなく、一般の相続について、民法915条が相続人の熟慮期間につき3か月間猶予を与えているが、この熟慮期間の起算点がいつか、という点に関し、最判昭和59年4月27日(以下、「最判昭和59年」という。)がある。この判例は再転相続の再転相続人の熟慮期間の起算点についても、同様の考慮が必要と考えられるので、その概要を見ることとしたい。

1. 判旨の概要

最判昭和59年は次のように判示している。すなわち、「民法915条1項本文が相続人に対し単純承認若しくは限定承認又は放棄をするについて3カ月の期間(以下、「熟慮期間」という。)を許与しているのは、相続人が相続開始の原因たる事実及びこれにより自己が法律上相続人となった事実を知った場合には、通常、右各事実を知った時から3カ月以内に、調査すること等によって、相続すべき積極及び消極の財産(以下、「相続財産」という。)の有無、その状況等を認識し又は認識することができ、したがって単純承認若しくは限定承認又は放棄のいずれかを選択すべき前提条件が具備されとの考えに基づいているのであるから、熟慮期間は、原則として、相続人が前記の各事実を知った時から起算すべきものであるが、相続人が右各事実を知った場合であっても、右各事実を知った時から3カ月以内に限定承認又は相続放棄をしなかったのが、被相続人に相続財産が全くないと信じたためであり、かつ、被相続人の生活歴、被相続人と相続人との間の交際状態その他諸般の状況からみて当該相続人に対し相続財産の有無の調査を期待することが著しく困難

な事情があって、相続人において右のように信じるについて相当な理由があると認められるときには、相続人が前記の各事実を知った時から熟慮期間を起算すべきであるとするのは相当ではないものというべきであり、熟慮期間は相続人が相続財産の全部又は一部の存在を認識した時又は通常これを認識しうべき時から起算すべきものと解するのが相当である。」

つまり、熟慮期間は、原則として、相続人が

- ① 相続開始の原因たる事実、及び
- ② これにより自己が法律上相続人となった事実

を知った時から起算すべきものである。しかし、相続人が右各事実を知った場合であっても、これらの事実を知った時から3カ月以内に限定承認又は相続放棄をしなかったのが、

- a. 被相続人に相続財産が全くないと信じたためであり、かつ、
- b. 被相続人の生活歴、被相続人と相続人との間の交際状態その他諸般の状況からみて当該相続人に対し相続財産の有無の調査を期待することが著しく困難な事情があって、相続人においてそのように信じるについて相当な理由があると認められるときには、例外的に、熟慮期間は相続人が相続財産の全部又は一部の存在を認識した時又は通常これを認識しうべき時から起算すべきものと解するのが相当である、とした。

この点につき、その後の判例・学説もおおむね最高裁の立場を支持しているものと思われる。

2. 最判昭和59年の判断基準の例外的パターン

最判昭和59年の判断原則的な基準とは異なる理由で相続放棄の申述を認めたものについては、次の3つのパターンがあり、このことは再転相続についても同様に考慮されるべきものとする。

(1) 相続人が相続財産につき処分をしても、民法921条1号にいう「相続財産の処分」に当たらないものとして、相続放棄の申述を認めたパターン

(2) 相続開始時に相続財産について認識していたが、自分自身には「相続

すべき財産はない」と考えていたと認めて、相続放棄の申述を認めたパターン

(3) 3カ月の熟慮期間を経過したことにつき、特別な事情があると認めて、相続放棄の申述を認めたパターン

Ⅲ. 実務上の留意点

再転相続の事例に遭遇した場合、再転相続した相続人としてはどのように対応すべきであろうか。また、金融機関としてはどのように対応すべきであろうか。

まず、再転相続した相続人としては、Ⅱで取り上げた判例を前提に考えると、債権者からそのような通知を受け取ったら、その通知書を受領した日を起算点として3ヶ月以内に家庭裁判所に相続放棄の申述をすれば認められることになる。

つぎに、債権者としては、相続人に対してはできるだけ早めに通知書を送るべきと考える。最判令和元年の事案の場合、Aは、平成24年6月30日に死亡後、Aの第1順位の相続人は、同年9月に相続放棄の申述をしている。その後、上記の相続放棄により、第3順位の相続人であるAのきょうだいら合計11名がAの相続人となったが、平成25年6月、これらの相続人のうち、B(Aの弟)外1名を除く9名による相続放棄の申述が受理された。第1順位の相続人の相続放棄申述後、債権者からすみやかに通知書を第3順位の相続人に送付していれば、第3順位の相続人としてはもっと早くに申述していなければならないと考えられる。また、Bは、平成24年10月19日、自己がAの相続人となったことを知らず、Aからの相続について相続放棄の申述することなく死亡したことから考えると、Bには債権者からの通知が届いていなかったと判断される。もし、Bの生前に通知書が届いていれば、Bの相続人であるXらも、BがAの相続人となったことを知り得たはずである。もちろん、Xらが通知を受ければ、相続放棄をする可能性は出てくるが、相続放棄の時

期が早まるだけであり、本件のように、Aの死亡後3年以上経過してからであっても、Xが知ってから熟慮期間が計算されることから考えれば、早めに結論を出すべきと考える。したがって、債権者としては、相続放棄などを調べた上で、相続人に対してできるだけ早めに通知書を送るべきであろう。そして、第3順位の相続人まで相続放棄がされて、相続人がいなくなるということになれば、相続財産管理人の選任申立てを検討、考慮すべきことになる。

再転相続の事案の場合には、当初の相続人が被相続人の死亡の事実を知ることが知るまいが、相続放棄しないまま死亡したのであれば、再転相続人に対して債権者からの通知が届いた後、再転相続人は3ヶ月間は相続放棄するかどうか熟慮することができる。したがって、債権者としては、できるだけ早めに通知書を送付し、3ヶ月経過するまでに再転相続人が相続放棄しなければ強制執行等の債権回収にかかっていけることになるが、それまでは再転相続人の動向を注視するしかないであろう。

なお、最判昭和59年は、熟慮期間の起算点についての判断基準を示したものであるが、家庭裁判所が相続放棄の申述につき、これを受理したからといって、当該相続人の相続放棄が最終的に相続債権者その他利害関係人に対して認められるというわけではない。相続債権者等が当該相続放棄が認められないとして、当該相続人がみなし相続に該当することを行ったと証明すれば、相続放棄は認められないことになるのである。相続放棄の申述を受理するにつき、家庭裁判所に実質審査の権限があるとしても完全には調べきれないことが前提にあると考えるべきであろう。ただ、3カ月を超過して相続放棄の申述をする際には、当該相続人が相続開始を知り、自分が相続人となることを知ってから3カ月以内に申述しなかったことについて、十分な説明をしないと申述の受理さえしてもらえないということになる。

IV. 相続財産管理人の申立てについて

再転相続に関する上記の判例からすると、相続についても再転相続につい

ても熟慮期間は、当該相続人が、被相続人の死亡の事実を知った時、かつ、自分が相続人であることを知った時から起算してそれぞれ3か月を経過することが必要となる。そうすると、たとえば甲が死亡して甲の相続財産につき買い取りを考えている人がいるとした場合に、その買取希望者は、甲の相続人に交渉しなければならないところ、甲の相続人乙がその後に死亡していれば、乙に「みなし単純承認」となる事実がない限り、乙の相続人に対して甲の相続を承認するか、放棄するかを尋ねなければならない。また、乙の相続人の中に乙の死亡後に亡くなった人があれば、当該再転相続人に相続を承認するか、放棄するかを尋ねなければならない。さらに、当該再転相続人の後に死亡した相続人がいれば再々転相続人に相続を承認するか、放棄するかを尋ねなければならない。相続人は第3順位までであるので、甲の死亡が相当前であり、かつ、甲の相続人、乙の相続人の中にその後に死亡した者がいる場合において、甲の相続債務が大きいという理由で、相続人の相続放棄が続けば、相当の長期間を要しても相続を承認する相続人が現れないこととなる。結局、甲の相続財産の買取希望者は、買い取ろうと思うと、相続財産管理人を選任するしかないが、相続財産管理人を選任する申立ては、「相続人のあることが明らかでないとき」(民法951条)であることを裁判所に示す必要があるところ、上記のような状況の場合には、相当の手間と時間を要することになるため、買い取りを断念することが少なくないと思われる。

現在、所有者不明土地などをなくそうという動きがある中で、上記のように、相続財産管理人の申立人に負担をかけてよいものかどうかを考えると、これは避けるべきではないかと考える。相続財産管理人の申立てに関して申立人には、甲の相続に関しては甲の第3順位の相続人までの調査でよいとして、その後の調査は裁判所が選任した相続財産管理人が行うという形にしないと、所有者不明土地などの解消が進まないのではないかと懸念するものである。

411 再転相続について

<参考文献>

- ① 羽生香織「熟慮期間と相続放棄の申述 —— 東京高決平成26年 3月27日判時2229号21頁 —— 」月刊司法書士516号87頁
- ② 門広乃里子「民法915条の熟慮期間の起算点は『債務の存在』を認識した日」私法判例リマークス51号76頁
- ③ 冷水登紀代「熟慮期間の起算点を繰り下げるべき特段の事情がないとされた事例 —— 大阪高判平成21年 1月23日判タ1309号251頁 —— 」月刊司法書士459号46頁
- ④ 雨宮則夫・石田敏明編著「相続の承認・放棄の実務」のうち『再転相続』94頁以下